

中堅・中小企業のグローバル展開における高度外国人材活躍推進セミナー

日本語教育の推進に関する法律について



Japanese Language Education

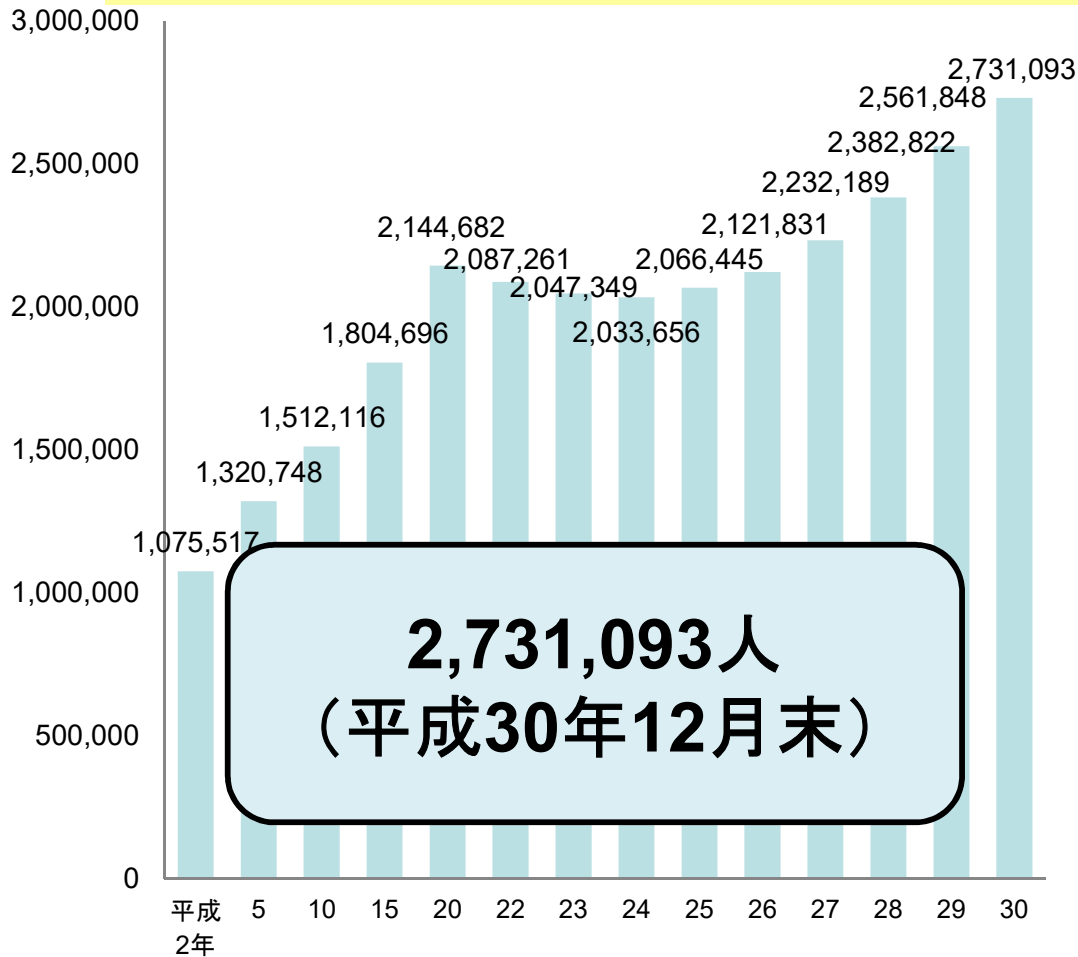
令和2年3月2日(月)

文化庁国語課長
高橋 憲一郎

国内の日本語学習者数等の推移①

- 平成30年末現在で、在留外国人数は約273万人となり、我が国人口の約2.2%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成30年には約26万人で過去最高。

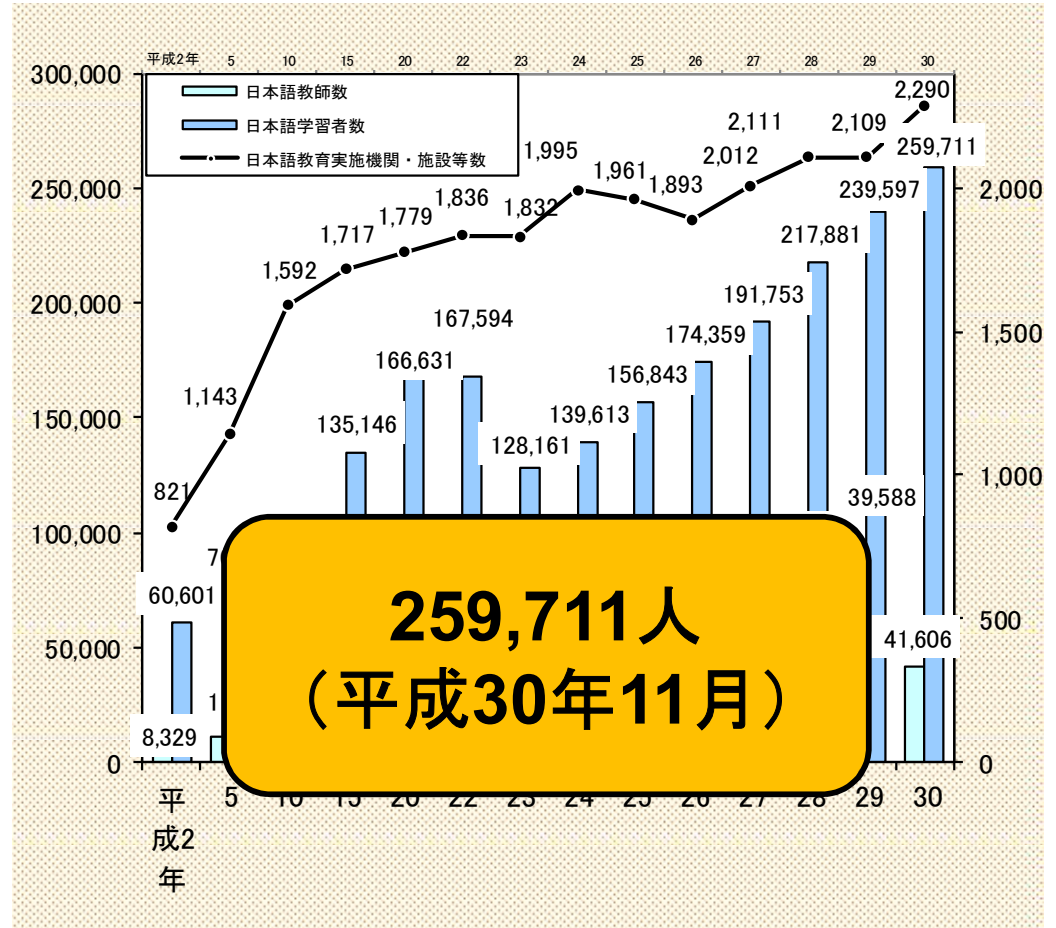
在留外国人数の推移



2,731,093人
(平成30年12月末)

※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。
いずれも法務省(各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移



259,711人
(平成30年11月)

※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」 (各年11月1日現在)

国内の日本語学習者数等の推移②

- 在留外国人数は年々増加しており、我が国人口の約2.2%を占める。
- 漢字圏出身者数も増加しているが、非漢字圏の出身者は年々増加し、平成元年末16.8%から平成30年末54.3%となっている。

国籍別在留外国人数の推移

国籍 (出身地)	平成元年 (1989)	平成5年 (1993)	平成10年 (1998)	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
総数	984,455	1,320,748	1,513,573	1,750,429	2,144,682	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093
中国	137,499	210,138	272,230	445,166	644,265	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720
構成比 (%)	14.0	15.9	18.0	25.4	30.0	31.4	30.9	29.8	29.2	28.5	28.0
韓国・朝鮮	681,838	682,276	638,828	599,231	580,760	519,740	501,230	491,711	485,557	481,522	482,882
構成比 (%)	69.3	51.7	42.2	34.2	27.1	25.2	23.6	22.0	20.4	18.8	17.7
フィリピン	38,925	73,057	222,217	167,215	193,426	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553	271,289
構成比 (%)	4.0	5.5	14.7	9.6	9.0	10.1	10.3	10.3	10.2	10.2	9.9
ブラジル	14,528	154,650	105,308	269,907	309,448	181,317	175,410	173,437	180,923	191,362	201,865
構成比 (%)	1.5	11.7	7.0	15.4	14.4	8.8	8.3	7.8	7.6	7.5	7.4
ベトナム	-	-	-	23,003	40,524	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835
構成比 (%)	-	-	-	1.3	1.9	3.5	4.7	6.6	8.4	10.2	12.1
その他	111,665	200,627	274,990	245,907	376,259	434,871	472,964	524,643	577,168	635,116	679,502
構成比 (%)	11.3	15.2	18.2	14.0	17.5	21.0	22.3	23.5	24.2	24.8	24.9

※平成23年までは外国人登録者数、平成24年度以降は在留外国人数 いずれも法務省公表（各年末現在）

※韓国・朝鮮については平成30年6月末の在留外国人数

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における**外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育推進会議（第二十七条第一項）

- ・ **関係行政機関（※）により構成。**
- ・ 関係省庁申合せにより，令和元年9月13日設置。同日，第1回会議を開催。
- ・ 関係行政機関が，日本語教育の総合的，一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うことを目的とする。

（※）文化庁及び外務省を共同議長とし，関係行政機関として内閣府，総務省，出入国在留管理庁，文部科学省，厚生労働省及び経済産業省で構成。

意見聴取

意見

日本語教育推進関係者会議（第二十七条第二項）

- ・ 日本語教育に関し，**①専門的知識を有する者，②日本語教育に従事する者及び③日本語教育を受ける立場にある者により構成。**
- ・ 関係省庁申合せにより，令和元年9月13日設置。令和2年2月末現在，計3回開催。
- ・ 関係行政機関が，日本語教育の総合的，一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うに際し意見を聴くことを目的とする。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針の策定について

第10条（基本方針）

- ・ 政府は、**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）**を定めなければならない。
- ・ 文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成し、閣議の決定**を求めなければならない。また、案の作成に際しては、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- ・ 閣議の決定があったときは、遅滞なく基本方針を公表しなければならない。
- ・ おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとする。

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」（素案）

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

目的、国及び地方公共団体・事業主の責務、関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

日本語教育の機会の拡充（国内・海外）、国民の理解と関心の増進、日本語教育の水準の維持向上等、教育課程の編成に係る指針の策定等、日本語能力の評価、日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

推進体制、日本語教育を行う機関に関する制度の整備、基本方針の見直し

※ 令和2年6月頃 基本方針（案）取りまとめ予定。

現状

【データ】

- 在留外国人数
平成2年約108万人→平成30年約273万人(平成30年12月現在)
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→平成30年約26万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約45万人(平成29年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→平成30年末708機関

「外国人材受け入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**
- ③「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**
- ④**日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討**

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行(令和元年6月28日)

日本語教育施策 新たなフェーズ

- 総合的対応策の
早期実行・展開
- 全国的な環境
整備
- 先進的事例の蓄積
- 空白地域支援
- 国の基本方針策定・
地方公共団体へ基本的
な方針のモデル提示
- 推進法
- 人材確保
質の向上

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

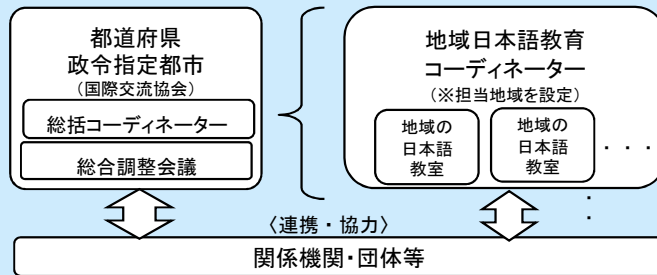
① 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

令和2年度予算額(案) 497百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



(地域の日本語教室の例)



② 日本語教室空白地域解消の推進等

令和2年度予算額(案) 147百万円
(前年度予算額 140百万円)

- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。
→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)、R2に4言語(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)、R3に4言語(タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語)を開発予定
(外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について)

③ 日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和2年度予算額(案) 90百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

(2) 日本語教育の質の向上等

① 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和2年度予算額(案) 198百万円(前年度予算額 63百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外日本語教師(中堅)
日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター、主任教員
学習支援者(いわゆるボランティア)

- 日本語教師の資質・能力を証明する資格制度のための調査研究
→審議会で検討中の日本語教育の資格(更新講習等)に関する調査研究を行う。

② 日本語教育のための基盤的取組の充実

令和2年度予算額(案) 6百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

③ 日本語教育に関する調査及び研究

令和2年度予算額(案) 17百万円(前年度予算額 8百万円)

- 日本語教育の標準等に関する調査研究
→日本語教育の標準の一次報告案(令和元年度末とりまとめ予定)と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。